

告 示

埼玉県越建築安全センター所長告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十四年三月二十六日第二十六号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一 号				取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号				指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日				指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一番 四十九から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七 百九十一番四十四まで				指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番一か ら埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番二 まで				指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十三番三 十一から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九 十三番二十五まで				指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一番 四十九から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七 百九十一番四十四まで				